

業務のご案内



高橋孝司社会保険労務士事務所

Koji Takahashi Labor and Social Security Consultant Office

530-0047

大阪市北区西天満2-11-8

アメリカンビル4階

TEL 06-6585-0735

FAX 06-6585-0736

Mail takahashi@a-sr.jp

Web <http://www.a-sr.jp/>

働き方改革を通じて、企業の経営力をアップさせます。

2018年6月29日に働き方改革関連法案が参議院本会議で可決、成立し、今後急速に会社の働き方が変わっていくことが予想されます。同一労働同一賃金、長時間労働の抑制、副業兼業の解禁等の働き方改革へスムーズに対応し、良い人材を確保する必要があります。また、ハラスメントに対して敏感な社会となりつつあり、会社内でのコミュニケーションに悩む企業様も増えています。

そこで、当事務所では、労働社会保険手続き・給与計算だけでなく、企業様が抱える働き方改革に関する問題や、会社内でのコミュニケーションの改善等に関し、丁寧にお話をお聞きし、法的なアドバイスや就業規則の作成・変更、社員教育等を行い、働き方の側面から企業経営のさらなる発展をサポートいたします。



特定社会保険労務士 高橋 孝司

目次

業務の種類・内容	1
顧問契約 A（手続業務 + 労務相談）	2
顧問契約 B（労務相談のみ）	5
スポット契約（個別契約）	6
給与計算	12
セミナー講師	13
就業規則の作成・変更	14
労働者派遣事業許可申請	15
有料職業紹介事業許可申請	16
人事評価・賃金制度の作成	17

業務の種類・内容

契約の種類	契約の内容
顧問契約	月々固定額で業務を受託する契約です。 顧問契約には、以下の2種類があります。 1.顧問契約A（手続＋労務相談型） 労働・社会保険の手続業務に労務相談業務を含む顧問契約 2.顧問契約B（労務相談型） 手続業務を含まない労務相談業務のみの顧問契約
スポット契約	各種労働・社会保険手続やご相談の1件ごとに業務委託契約を締結します。毎月の顧問料は発生しません。
給与計算	給与計算を代行します。
セミナー講師	労働基準法や労働者派遣法、マイナンバー等について、専門家によるセミナーを行います。
就業規則の作成・変更	会社を守る就業規則の作成・変更を行います。
労働者派遣事業許可申請	労働者派遣事業を行うために必要な許可申請を代行します。
有料職業紹介事業許可申請	有料職業紹介事業を行うために必要な許可申請を代行します。

お見積りは無料ですので、お気軽にお問い合わせください。



顧問契約 A（手続＋労務相談型）

労働・社会保険の手続業務に労務相談業務を含む顧問契約

手続＋労務相談型	労働社会保険手続に加えて、労働社会保険諸法令に関する相談・指導・資料の提供を行います。高度かつ複雑な労働トラブルに関するご相談については、別途料金を申し受けいたしますのでご了承ください（事前にお見積もりいたします）。
----------	--

従業員数	報酬月額
1人～4人	20,000円
5人～9人	25,000円
10人～14人	30,000円
15人～19人	35,000円
20人～29人	40,000円
30人～39人	45,000円
40人～49人	50,000円
50人～59人	60,000円
60人以上	別途お見積もり

- ※ 顧問契約は、新規3ヶ月からお受けいたします。
- ※ 上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。
- ※ 派遣会社については、別途ご相談となります。

顧問契約 A は、手続業務と労務相談業務を含めた総合的な顧問契約です。

労務相談業務のみの顧問契約は、顧問契約 B をご確認ください。

顧問契約 A に含まれる手続業務の内容

社会 保 険	1	健康保険・厚生年金保険 資格取得届出書の作成及び提出
	2	健康保険 資格取得証明書交付申請書
	3	健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届出書の作成及び提出
	4	健康保険 被扶養者異動届出書の作成及び提出
	5	国民年金 第3号被保険者該当届・異動届書の作成及び提出
	6	健康保険 被保険者証（滅失・既存）再交付申請書の作成及び提出
	7	健康保険・厚生年金保険 資格喪失届出書の作成及び提出
	8	健康保険 被保険者証回収不能届出書の作成及び提出
	9	健康保険・厚生年金保険 同日得喪の届出書の作成及び提出
	10	健康保険・厚生年金保険 月額変更届出書の作成及び提出
	11	健康保険 傷病手当金請求書の作成及び提出
	12	健康保険 出産手当金請求書の作成及び提出
	13	健康保険 被保険者配偶者出産一時金請求書の作成及び提出
	14	健康保険 埋葬料（埋葬費）請求書の作成及び提出
	15	健康保険 療養費請求書の作成及び提出
	16	健康保険 高額療養費請求書の作成及び提出
	17	厚生年金保険 住所変更届書の作成及び提出
	18	厚生年金保険 70歳到達時資格喪失届出書の作成及び提出
	19	年金手帳再交付申請書の作成及び提出
	20	適用事業報告書作成及び提出
	21	社会保険料納入証明書申請
雇 用 保 険	19	雇用保険 資格取得届出書の作成及び提出
	20	雇用保険 氏名変更届出書の作成および提出
	21	雇用保険 60歳到達時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出
	22	雇用保険 60歳到達時賃金証明書の作成及び提出
	23	雇用保険 高年齢雇用継続給付金請求書の作成及び提出
	24	雇用保険 育児休業開始時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出
	25	雇用保険 育児休業基本給付金請求書の作成及び提出
	26	雇用保険 育児休業職場復帰給付金請求書の作成及び提出
	27	雇用保険 介護休業開始時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出
	28	雇用保険 介護休業給付金請求書の作成及び提出
	29	雇用保険 被保険者資格喪失届書の作成及び提出
30	雇用保険 被保険者離職証明書の作成及び提出	
労 災	31	労働者災害補償保険 療養（補償）給付請求書の作成及び提出
	32	労働者災害補償保険 療養（補償）給付たる療養の費用請求書の作成及び提出
	33	労働者災害補償保険 休業（補償）給付請求書の作成及び提出
安全	34	死傷病報告書の作成及び提出
基準法	35	労働者名簿の作成

顧問契約 A に含まれない手続業務の内容

※別途費用が発生します。

社会 保 険	健康保険・厚生年金保険 新規適用届の作成及び提出	別途料金表
	厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請 (遺族年金・障害年金については個別見積もり)	20,000円
	健康保険・厚生年金保険 報酬月額算定基礎届書の作成及び提出	報酬月額の1か月分
	健康保険・厚生年金保険 賞与支払届書の作成及び提出	報酬月額の1か月分
	健康保険 第三者行為災害届書の作成及び提出	50,000円
	年金事務所による調査	20,000円
労働 保 険	労災保険・雇用保険適用事業所 新規加入手続・事業所移転手続	別途料金表
	労働保険 概算・確定申告書の計算・書類の作成及び提出 ※建設業については、事業内容によって作業内容が異なります。	報酬月額の1か月分 建設業は別途相談
	労働者災害補償保険 第三者行為災害届書の作成及び提出	50,000円
基 準 法	時間外労働・休日労働に関する協定届(労基様式9号)作成及び提出	30,000円
	労働基準監督署による調査	20,000円
就 業 規 則	就業規則の作成 (基本200,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談
	就業規則の変更 (基本80,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談
	諸規定の追加 (基本80,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談
	従業員説明会 (基本40,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談
助 成 金	各種助成金・給付金・補助金の申請手続 (基本 受給金額の20%)	その都度ご相談
研 修	社内講習会・社内研修会講師(2時間)	40,000円

※ 上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。



顧問契約 B（労務相談型）

手続業務を含まない労務相談業務のみの顧問契約

労務相談型	労働社会保険諸法令に関する相談・指導・資料の提供（電話・FAX・mail）。 なお、高度かつ複雑な内容や、相当時間を要する内容の場合、別途料金を申し受けいたしますのでご了承ください（事前にお見積もりいたします）。
-------	---

従業員数	報酬月額
1人～4人	10,000円
5人～9人	15,000円
10人～14人	20,000円
15人～19人	25,000円
20人～29人	30,000円
30人～49人	35,000円
50人～59人	50,000円
60人以上	別途お見積もり

- ※ 顧問契約は、新規3ヶ月からお受けいたします。
- ※ 上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。
- ※ 相談件数に応じて報酬を改定させていただきます。



顧問契約 B に含まれない相談業務の内容

※別途費用が発生します。

「相談」とは、ある物事について考え方をもちその考えが法律に照らし正しいか否かの判断を求めることをいいます。労働紛争に発展しないようアドバイスを求めることも相談業務になりますが、労働組合交渉についてのアドバイスや、個別労働紛争に発展した事案は、相談業務に含まず別途料金が発生します。

また、「相談」には情報提供を含みます。様式類の提供も一般的なものには相談業務に含めますが、特殊な様式や様式そのものを作成することは相談業務に含みません。

スポット契約（個別契約）

スポット契約

各種労働・社会保険手続やご相談の1件ごとに業務委託契約を締結します。
毎月の顧問料は発生しません。

従業員関係の手続

社 会 保 険	健康保険・厚生年金保険 資格取得届出書の作成及び提出 ○同時に複数人の場合、2人目から2000円加算 ○被扶養者異動届作成の場合、1枚につき3000円加算	10,000円
	健康保険 資格取得証明書交付申請書	6,000円
	健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届出書の作成及び提出	6,000円
	健康保険 被扶養者異動届出書の作成及び提出	10,000円
	国民年金 第3号被保険者該当届書の作成及び提出	10,000円
	健康保険 被保険者証（滅失・既存）再交付申請書の作成及び提出	10,000円
	健康保険・厚生年金保険 資格喪失届出書の作成及び提出	10,000円
	健康保険 被保険者証回収不能届出書の作成及び提出	6,000円
	健康保険・厚生年金保険 同日得喪の届出書の作成及び提出	10,000円
	健康保険・厚生年金保険 被保険者二以上事業所勤務届	10,000円
	健康保険・厚生年金保険 育児休業取得者申出書（保険料免除・延長）	10,000円
	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了届出書（保険料免除終了の届出）	10,000円
	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届	10,000円
	健康保険・厚生年金保険 月額変更届出書の作成及び提出 ○同時に複数人の場合、2人目から2000円加算	10,000円
	健康保険 傷病手当金請求書の作成及び提出 ○同一傷病 2回目以降	20,000円 7,000円
	健康保険 出産手当金請求書の作成及び提出 ○同一事由 2回目以降	20,000円 7,000円
	健康保険 被保険者配偶者出産一時金請求書の作成及び提出	15,000円
	健康保険 埋葬料（埋葬費）請求書の作成及び提出	15,000円
	健康保険 療養費請求書の作成及び提出	15,000円
	健康保険 高額療養費請求書の作成及び提出 ○2回目以降	15,000円 7,000円
	厚生年金保険 住所変更届書の作成及び提出	10,000円
	厚生年金保険 70歳到達時資格喪失届出書の作成及び提出	10,000円
	年金手帳再交付申請書の作成及び提出	10,000円
	厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請（老齢）	20,000円
	厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請（障害）	70,000円
	厚生年金保険・国民年金 裁定請求書の申請（遺族）	70,000円
介護保険 適用除外等該当・非該当届	10,000円	

※ 上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。

雇 用 保 険	雇用保険 資格取得届出書の作成及び提出 ○資格取得者が同時に複数人申請の場合、2人目から3,000円加算 ○訴求加入の場合の「遅延理由書」作成	10,000円 5,000円
	雇用保険 氏名変更届出書の作成および提出	6,000円
	雇用保険 60歳到達時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出	10,000円
	雇用保険 60歳到達時賃金証明書の作成及び提出	10,000円
	雇用保険 高年齢雇用継続給付金請求書の作成及び提出	7,000円
	雇用保険 育児休業開始時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出	10,000円
	雇用保険 育児休業基本給付金請求書の作成及び提出	7,000円
	雇用保険 育児休業職場復帰給付金請求書の作成及び提出	7,000円
	雇用保険 介護休業開始時賃金登録・受給資格確認票の作成及び提出	10,000円
	雇用保険 介護休業給付金請求書の作成及び提出	7,000円
	雇用保険 被保険者資格喪失届書の作成及び提出	10,000円
	雇用保険 被保険者離職証明書の作成及び提出	15,000円
	雇用保険 各種届け出再交付申請書（離職証明書・被保険者証）	6,000円
	雇用保険 事業所非該当承認申請書・調査票作成	10,000円
労 災	労働者災害補償保険 療養（補償）の給付請求書の作成及び提出（第5号・第16号）	20,000円
	労働者災害補償保険 療養（補償）の給付請求書の作成及び提出（第16号）	40,000円
	労働者災害補償保険 療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院（変更）届	20,000円
	第三者行為災害届（交通事故）	60,000円
	第三者行為災害届（交通事故以外）	40,000円
	労働者災害補償保険 療養（補償）給付たる療養の費用請求書の作成及び提出（第7号・第16号の5）	25,000円
	労働者災害補償保険 休業（補償）給付請求書の作成及び提出（初回）	25,000円
	労働者災害補償保険 休業（補償）給付請求書の作成及び提出（同一傷病・2回目以降）	7,000円
	労働者災害補償保険 遺族（補償）給付請求書の作成及び提出	40,000円
	労働者災害補償保険 障害（補償）給付請求書の作成及び提出	40,000円
	労働保険関係係成立届（継続事業・継続一括事業）	10,000円
継続事業保険関係係成立時の労働保険料概算申告書※賃金総額計算は別途	3,000円	
継続一括申請（追加・抹消） 基本10,000円 1か所追加ごとに1,000円	10,000円	
安 全	死傷病報告書の作成及び提出	25,000円
基 準 法	労働者名簿の作成	2,000円
そ の 他	雇用契約書作成（表タイプ・「簡易型」）	30,000円
	雇用契約書作成（条文タイプ・「全文作成」）	150,000円
	雇用契約書作成（条文タイプ・「修正」）	50,000円

※ 上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。

会社関係の手続

新規適用

社会保険

従業員数	報酬額	従業員数	報酬額
1人～4人	20,000円	30人～39人	45,000円
5人～9人	25,000円	40人～49人	50,000円
10人～14人	30,000円	50人～59人	60,000円
15人～19人	35,000円	60人以上	別途お見積り
20人～29人	40,000円		

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

労働保険（労災保険・雇用保険—継続事業）

従業員数	報酬額	従業員数	報酬額
1人～4人	20,000円	30人～39人	45,000円
5人～9人	25,000円	40人～49人	50,000円
10人～14人	30,000円	50人～59人	60,000円
15人～19人	35,000円	60人以上	別途お見積り
20人～29人	40,000円		

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

労働保険（労災保険—有期事業）

労働保険（労災保険）有期事業			
元請金額	継続一括事業	単独有期事業 2億円以下	単独有期事業 2億円以下
報酬額	25,000円	40,000円	70,000円～ 別途相談

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

労働保険
年度更新

従業員数	報酬額	従業員数	報酬額
1人～4人	20,000円	30人～39人	45,000円
5人～9人	25,000円	40人～49人	50,000円
10人～14人	30,000円	50人～59人	60,000円
15人～19人	35,000円	60人以上	別途お見積り
20人～29人	40,000円		

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

労働保険（労災保険）有期事業			
元請金額	継続一括事業	単独有期事業 2億円以下	単独有期事業 2億円以下
報酬額	25,000円	40,000円	70,000円～ 別途相談
工事5件～10件	10,000円		
工事10件～49件	25,000円		
工事50件～99件	40,000円		
工事100件～	70,000円		
還付申告書作成1件につき5,000円			

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

算定・月変

従業員数	報酬額	従業員数	報酬額
1人～4人	20,000円	30人～39人	45,000円
5人～9人	25,000円	40人～49人	50,000円
10人～14人	30,000円	50人～59人	60,000円
15人～19人	35,000円	60人以上	別途お見積り
20人～29人	40,000円		

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

賞与支払届

労働保険料概算・確定申告（継続事業）			
従業員数	10人まで	11人以上の加算 1人あたり単価	50人以上の加算 1人あたり単価
報酬額	10,000円	1,000円	1,000円

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

適用廃止

社会保険

従業員数	報酬額	従業員数	報酬額
1人～4人	40,000円	30人～39人	65,000円
5人～9人	45,000円	40人～49人	70,000円
10人～14人	50,000円	50人～59人	80,000円
15人～19人	55,000円	60人以上	別途お見積り
20人～29人	60,000円		

※任意継続手続について1名につき3,000円加算

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

雇用保険

従業員数	報酬額	従業員数	報酬額
1人～4人	20,000円	30人～39人	45,000円
5人～9人	25,000円	40人～49人	50,000円
10人～14人	30,000円	50人～59人	60,000円
15人～19人	35,000円	60人以上	別途お見積り
20人～29人	40,000円		

※二元適用の場合の還付申告書作成1件につき3,000円加算

※離職証明書作成1件につき3,000円加算

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

労働保険（労災保険）有期事業

元請金額	継続一括事業	単独有期事業 2億円以下	単独有期事業 2億円以下
報酬額	25,000円	40,000円	70,000円～ 別途相談
工事5件～10件	10,000円		
工事10件～49件	25,000円		
工事50件～99件	40,000円		
工事100件～	70,000円		
還付申告書作成1件につき5,000円			

※特殊な計算をする場合は、別途加算する。

相 談 業 務	(通常相談)・・・法令や市販されている書籍等で回答が得られる程度の相談		
	相談方法	基本報酬額	30分超過単価
	電話相談	5,000円	5,000円
	メール相談	5,000円	5,000円
	面談相談(ご訪問)	10,000円	5,000円
	相談に付随する調査・資料作成	10,000円	5,000円
	(高度な相談)・・・判例等の索引が必要な相談や懲戒処分・労働トラブル等の相談 (ただし、個別紛争・労働組合介入は除く)		
	相談方法	基本報酬額	30分超過単価
	電話相談	10,000円	7,000円
	メール相談	10,000円	7,000円
面談相談(ご訪問)	15,000円	7,000円	
相談に付随する調査・資料作成	15,000円	7,000円	
助 成 金 申 請	申請手続	報酬額	備考
	計画届・改善計画書	80,000円	※計画届は、受理・不受理にかかわらず申し受けます
	支給申請	支給額の20%	※決定された支給額の20%を申し受けます
就 業 規 則	就業規則の作成 (基本200,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談	
	就業規則の変更 (基本80,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談	
	諸規定の追加 (基本80,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談	
	従業員説明会 (基本40,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談	
調 査	労働基準監督署・年金事務所による調査立会	20,000円	

※上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。

給与計算代行

給与計算代行	給与計算を代行します。
--------	-------------

給与計算基本料金等 ※毎月お支払い頂く報酬額です。

区分	内訳	報酬額
計算基本料	①計算人員4人含む ②帳票（支給明細書、振込一覧表）	20,000円
加算計算料	5名以上一人あたり	1,500円
給与明細書	一人あたり	100円
支給控除一覧	全員の支給控除一覧表（毎月）	5,000円
賃金台帳	保存用の賃金台帳（5名まで）	5,000円
源泉徴収票	個別出力1枚あたり	100円

※上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。

マスター登録料 ※初期設定時のみお受けいたします（顧問契約を締結して頂いた場合は無料です）

従業員数	報酬額
1人～4人	20,000円
5人～9人	25,000円
10人～14人	30,000円
15人～19人	35,000円
20人～29人	40,000円
30人～39人	45,000円
40人～49人	50,000円
50人～59人	60,000円
60人以上	別途お見積り

※上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。



セミナー講師

セミナー講師	労働基準法、労働者派遣法、報連相やコミュニケーション等について、専門家によるセミナーを行います。
--------	--

講師	社内講習会・社内研修会講師（2時間） 出張料・旅費は別途	40,000円
	社内講習会・社内研修会講師（3時間） 出張料・旅費は別途	60,000円
	レジュメ新規作成（20頁まで）	120,000円

※上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。

セミナー例

労働社会保険法令	従業員の労働社会保険法令の知識を高め、会社全体でコンプライアンス意識を共有します。
就業規則	就業規則で定められた事項について解説を行い、従業員が就業規則を適切に遵守することができるようにします。
パワハラ防止	パワハラはどのような行為であるか、パワハラがあるとどういった結果を会社にもたらすか、パワハラはなぜ起きるのかを解説します。
組織力アップ	会社の理念を社員と共有したうえで、社員の働くココロを変革し、組織力を高めます。



就業規則の作成・変更等

就業規則の作成・変更

組織力を高め経営力をアップさせる就業規則の作成・変更を行います。

就業規則	就業規則の作成 (基本 200,000円 + 作業内容による加算)	その都度ご相談
	就業規則の変更 (基本 80,000円 + 作業内容による加算)	その都度ご相談
	諸規定の追加 (基本 80,000円 + 作業内容による加算)	その都度ご相談
	従業員説明会 (基本 40,000円 + 作業内容による加算)	その都度ご相談

※上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。

就業規則の作成は、御社の方針をお聞きしたうえで見積書を作成して契約を締結し、作成作業に取り掛かります。打ち合わせと修正作業を繰り返し、完成した後に従業員説明会を行って従業員代表の意見書を作成し、意見書と就業規則を労基署に届け出ます。

その後、御社に就業規則の紙媒体と Word データを納品という流れになります。

打ち合わせの間隔は2週間をみていただき、その間に修正作業を行います。通常就業規則は、2ヶ月で完成の予定ですが、諸規定を作成するなど内容によっては2ヶ月を超える場合もあります。



労働者派遣事業許可申請

労働者派遣事業許可申請

労働者派遣事業を行うために必要な許可申請を代行します。

	顧問契約なし	顧問契約あり
フルサポート (申請書類作成+届出+立会)	150,000円～	100,000円～
申請書類作成代行 (全国対応いたします)	100,000円～	70,000円～
許可の更新	100,000円～	70,000円～
事業報告書作成等	30,000円～	20,000円～
事業内容の変更	30,000円～	0円

※上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。

※「顧問あり」の場合の顧問契約は、1年からの契約となります。

労働者派遣事業の許可手続



申請から許可証交付まで、約3か月かかりますので、事業開始予定時期の約3か月前までに許可申請を行う必要があります。

有料職業紹介事業許可申請

有料職業紹介事業許可申請

有料職業紹介事業を行うために必要な許可申請を代行します。

	顧問契約なし	顧問契約あり
フルサポート (申請書類作成+届出+立会)	150,000円～	100,000円～
申請書類作成代行 (全国対応いたします)	100,000円～	70,000円～
許可の更新	100,000円～	70,000円～
事業報告書作成等	30,000円～	20,000円～
事業内容の変更	30,000円～	0円

※上記料金のほか、別途消費税をお預かりいたします。

※「顧問あり」の場合の顧問契約は、1年からの契約となります。

紹介予定派遣事業を行うため、有料職業紹介事業許可申請に加えて労働者派遣事業許可申請を同時に委託される場合、上記金額から20%のお値引きをさせていただきます。

人事評価・賃金制度の作成

人事評価・賃金制度の作成	従業員を成長させるための人事評価・賃金制度を作成します。
--------------	------------------------------

人事評価・賃金制度	経営理念の作成 (基本200,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談
	人事評価賃金制度の作成 (基本800,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談
	評価者訓練 (基本160,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談
	従業員説明会 (基本40,000円+作業内容による加算)	その都度ご相談

月2回のお打ち合わせを行い、約1年の時間を費やして作成していきます。

経営理念作成スケジュール	人事評価・賃金制度作成スケジュール
① 企業プロフィールシート	① 仕事の内容の分析
② 我社の年表	② グレード
③ 経営理念検討シート	③ グレードに対応した求められる仕事レベル
④ 自社の現状分析シート	④ グレードに応じた評価基準
⑤ 自社事業分析シート	⑤ グレードに対応した賃金テーブル
⑥ 外部環境チェックシート	⑥ その他手当や賞与の決定基準
⑦ 経営方針検討シート	⑦ 評価制度と賃金テーブルの整合
⑧ 経営方針完成シート	⑧ 評価期間、評価者、昇級基準
⑨ 単年度経営計画	⑨ 評価者訓練
⑩ 中期経営計画	⑩ 従業員説明会
⑪ 経営理念書作成	⑪ 人事評価賃金制度シミュレーション
⑫ 従業員発表会	⑫ 本格導入

